議案第3号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例(昭和50年杉並区条例第34号)の一部を次のように改正する。 第20条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子 証明書」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る 規定を改める必要がある。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 _| 旧 条 例

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者(規則で定める者を除 く。)は、多機能端末機(民間事業者 が設置した多様なサービスを提供する 機能を有する端末機で、区の電子計算 機と電気通信回線で接続され、自動的 に証明書を交付するものをいう。)に 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第 7項に規定する個人番号カード(電子 署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律(平成 14年法律第153号)第22条第7 項の規定により同条第1項に規定する 個人番号カード用利用者証明用電子証 明書が記録されているものに限る。) を使用して自ら暗証番号を入力するこ とにより、印鑑登録証明書の交付を申 請し、その交付を受けることができ る。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者(規則で定める者を除 く。)は、多機能端末機(民間事業者 が設置した多様なサービスを提供する 機能を有する端末機で、区の電子計算 機と電気通信回線で接続され、自動的 に証明書を交付するものをいう。) に 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第 7項に規定する個人番号カード(電子 署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律(平成 14年法律第153号)第22条第7 項の規定により同条第1項に規定する 利用者証明用電子証明書

____が記録されているものに限る。) を使用して自ら暗証番号を入力するこ とにより、印鑑登録証明書の交付を申 請し、その交付を受けることができ る。